

聴覚障害児支援中核モデル事業実績報告書

岐阜県

1、地域の現状と課題

○難聴児に対しては、保健、医療、福祉、教育の各分野において、当県では以下のとおり支援を行っているが、各分野の連携がなされていない状態であった（令和2年度以前）。

- ・保健・医療…新生児聴覚スクリーニング検査による早期発見の促進
(県・市町村・医療機関)
- ・福祉…難聴児専門療育機関における療育、その他の療育機関による療育の実施
(市町村・療育機関)
- ・教育…聾学校による専門教育、特別支援学校による教育、小中学校の難聴特別支援学級による教育。

○難聴児の支援については、新生児期においてできるだけ早期に発見し、乳児期から幼児期の療育段階、学齢期以降の教育段階へと適切な支援が受けられるよう繋いでいくことが必要であるが、本県においては、主に以下の課題がある。

- ・「難聴診断を受けてからの相談先や療育支援の利用がわからない」との保護者の声がある。
- ・専門の療育機関が岐阜市に1か所あるのみであり、療育支援に地域格差がある。
- ・専門性が高いため、支援に係る人材の育成、確保が困難。

○これらを解決し、望ましい姿を実現するためには、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関が連携して支援を行うことのできる体制づくりが必要である。

2、都道府県におけるこれまでの活動・取組（主なもの）

○新生児聴覚スクリーニング検査による早期発見の促進

県・市町村・医療機関が連携した早期発見の取組を実施

(令和元年度実績 受検者数 12,361人 受検率 97.4% 確定診断人数 42人)

○難聴児教育の推進

- ・県立岐阜聾学校による専門教育、特別支援学校による教育
- ・小中学校の難聴特別支援学級による教育

○協議会による検討

学識経験者、難聴児の保護者、保健・医療・福祉・教育の各分野の関係者からなる「岐阜県難聴児支援に関する検討会（令和元年12月設置）」により、関係機関が連携して支援する本県の難聴児支援体制づくりの検討を実施（実績5回：令和元年度2回 令和2年度3回）

<開催状況>

- | | | |
|-----|------------|-------------------------------------|
| 第1回 | 令和2年1月17日 | 難聴のお子さんに係る現状、課題についての意見・情報交換 |
| 第2回 | 令和2年3月17日 | 難聴のお子さんに係る課題の整理及び支援体制づくりの在り方についての検討 |
| 第3回 | 令和2年9月25日 | 支援体制づくりの方向性についての検討 |
| 第4回 | 令和2年11月24日 | 支援体制づくりの具体化に向けた検討（センターが担う機能、設置形態等） |
| 第5回 | 令和3年2月19日 | 支援体制づくりの具体化に向けた検討（地域での支援の強化等） |

○家族支援の取組

・保護者向けサポートブックの作成・配布

難聴児の支援制度等の周知を図るため、保護者向けサポートブックを作成し、医療機関、市町村、児童発達支援事業所等関係機関を通じ保護者に配布

（令和元年度に暫定版、令和2年度に本編・概要版（各3000部を作成））

・保護者向け学習会

保護者の不安軽減及び保護者同士による交流の場の確保（拡大）を図るため、「お子さんのきこえに関するファミリーセミナー」を開催（令和2年度2回）

・専門療育機関による相談・指導（令和2年度）

専門療育機関に委託し、在宅の難聴児及び保護者に対し、各種の相談対応・指導を実施

【委託先】社会福祉法人岐阜市社会事業団

（岐阜市福祉型児童発達支援センターみやこ園）

3、本事業での取組

1) 協議会の設置について

岐阜県難聴児支援に関する検討会による検討を実施（令和元年12月から設置）

① 協議会の構成員

学識経験者、医療機関代表、療育機関代表、教育機関代表、市町村代表、関係団体代表、当事者（保護者の方） 計17名（詳細は資料1のとおり）

② 協議会の開催回数、開催日、議題、出席状況（令和3年度）

開催回数…1回

開催日…令和3年9月15日

議題…難聴児支援センターの設置について

医療の充実に向けた方向性について

出席状況等…新型コロナウイルス感染症対策のため、書面による開催

③ コーディネーターの職種と経験年数

難聴児支援に関する検討会の実施に係る調整は県が実施し、検討会の議事については、検討会の会長が実施

④ コーディネーターの主な役割

当検討会の議事の進行、検討会の内容については、事前に県と打合せを行う。

2) 関係機関との連携

① 現状

○岐阜県難聴児支援に関する検討会による支援体制づくりの検討

「1 地域の現状と課題」を踏まえて、「岐阜県難聴児支援に関する検討会」において、令和2年度までに保健・医療・福祉・教育の関係機関が難聴児支援に係る現状・課題の情報共有と対策についての検討を実施

② 実施内容及び手法

○岐阜県難聴児支援に関する検討会による体制の決定

令和2年度までの議論を基に、令和3年度岐阜県難聴児支援に関する検討会において、岐阜大学医学部附属病院に「岐阜県難聴児支援センター（以下、センターという。）」を設置することを決定

③ 結果

○岐阜県難聴児支援センターを令和3年11月に設置

保健、医療、福祉及び教育の各分野の関係機関（医療機関、療育・相談機関、聾学校、市町村等）の連携により、新生児から学齢期までの一貫した支援を行うための拠点として、専門的な相談対応、保護者に対する支援等の業務を実施

○岐阜県難聴児支援センターによる連携会議の実施（令和3年11月から実施）

開催回数…3回

構 成 員…療育機関（みやこ園）、教育機関（岐阜聾学校、飛騨特別支援学校、東濃特別支援学校）、県庁内関係課（障害福祉課、子育て支援課、医療福祉連携推進課、特別支援教育課）

内 容…センターの取組の報告、関係機関との情報共有の在り方・具体的なケース検討

○2次・3次新生児聴覚スクリーニング検査医療機関との連携

2次・3次新生児聴覚スクリーニング検査医療機関から難聴（疑いを含む）と判明した児童の保護者に、センターの紹介と検査結果の情報共有

3) 家族支援の実施

① 現状

「1 地域の現状と課題」を踏まえて、令和2年度に保護者向けサポートブック（本編・概要版）の作成・配布、保護者向け学習会、専門療育機関による相談・指導を実施

② 実施内容及び手法・結果

○保護者向けサポートブック（本編・概要版）の改訂

令和3年11月に岐阜県難聴児支援センターを設置したことを受けて、保護者向けのサポートブックを改定し、医療機関、市町村、児童発達支援事業所等関係機関を通じ保護者に配布（本編・概要版 各3000部を作成）

○保護者向け学習会の開催

保護者の不安の軽減、保護者同士による交流の場の確保（拡大）を図るため、「お子さんのきこえに関するファミリーセミナー」を開催（1回）

○専門療育機関による相談・指導

専門療育機関に委託し、在宅の難聴児及び保護者に対し各種の相談対応・指導を実施

【委託先】（社福）岐阜市社会事業団（岐阜市福祉型児童発達支援センターみやこ園）

【実績】88件

【支援内容】補聴器装用指導、聴能指導、言語指導、家庭における指導

○岐阜県難聴児支援センターによる支援

岐阜県難聴児支援センターにおいて、子どもが難聴であるとの診断を受けた保護者に寄り添う最初の相談窓口として、また、ライフステージに応じた子どもの難聴に対応する相談支援窓口として専門相談に応じるほか、保護者向け学習会などの保護者支援を実施

・専門相談の実施

毎週火曜日を「こどものきこえの相談日」とし、センター内で個別相談を実施したほか、相談日以外にも、電話、メール、リモート等による個別相談を実施した。

相談件数…43件

相談者分類…難聴児・保護者等31件、支援機関12件

相談内容…聴覚検査について、子どもへの接し方について、就学についてなど

支援内容…情報提供、指導・助言、支援機関へのつなぎ

・保護者向け学習会等の開催

保護者向け学習会（相談会）を2回実施

4) 巡回支援の実施

① 現状

身近な地域で適切な療育を受けられるようにしたいとの声が多いことを踏まえ、地域における難聴児支援体制の強化（地域の支援機関等への助言・指導）を実施

② 実施内容及び手法

難聴児が地域において利用する学校、保育所、幼稚園、児童発達支援所、相談支援事業所等に、専門療育機関（岐阜市福祉型児童発達支援センターみやこ園）の職員を派遣し、当該難聴児に対する支援方法に関する指導、助言等を実施

③ 結果

対 象：難聴児が利用する小中学校、児童発達支援事業所等

実施回数：13回

支援内容：難聴児に対する支援方法に関する指導、助言等を実施

5) 聴覚障害児の支援方法に係る研修の実施

① 現状

難聴児が地域の療育機関から必要かつ適切な支援を受けながら安心して生活できるよう、地域の児童発達支援事業所における療育の質の向上（児童発達支援事業所への研修）を実施

② 実施内容及び手法・結果

地域の児童発達支援事業所又は児童発達支援センターが難聴児を受け入れる際の支援スキルの獲得又は難聴児受入れ後の同スキルの向上のため、専門療育機関の（岐阜市福祉型児童発達支援センターみやこ園）職員による研修を実施

・対 象：児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

・実施回数：今年度は実績なし（新型コロナウイルス感染症の影響により）

・支援内容：専門療育機関の職員（講師）による研修を実施

4、考察

① 本事業の実施前後で改善したこと。

難聴と判明（疑いをふくむ）した段階から、難聴児の保護者が本県の難聴児支援に関する情報を速やかに取得できるようになっただけでなく、これまでどこに相談して良いかわからなかった状況を改善し、速やかに専門相談を受けることができる体制を整備することができた。

② 本事業を実施した中で効果的と考えられる取組

○難聴児支援センターの設置

難聴児支援センターを中心に保健・医療・福祉・教育の各分野の連携により、難聴児及びその保護者に対し新生児期から学齢期までの一貫して支援を行うことができる。

③ 本事業を実施した際に、困難と思われたこと及び明らかになった課題

○岐阜県難聴児支援センターの円滑な運用に向けた難聴児に関する関係機関の情報共有

岐阜県難聴児支援センターの円滑な運用と当事者の負担軽減のため、新生児スクリーニング検査により難聴と診断された児童の検査結果や難聴児のこれまでの支援状況が情報共有できるようにする必要がある。

5、今後の展望

① 明らかになった課題に対して、今後どのように対応する予定か。

○2次・3次新生児聴覚スクリーニング検査医療機関との連携強化と保護者理解の促進

2次・3次新生児スクリーニング検査医療機関（9医療機関）と岐阜県難聴児支援センタ

ーが検査結果の共有に向け難聴児の保護者の同意が必須であるため、同検査機関による岐阜県難聴児支援センターの理解を図るリーフレットを活用した保護者への丁寧な説明を実施する。

○情報共有ツールの作成

支援機関が難聴児の難聴の程度、既支援機関等の情報が把握できる情報集約ツール（EX. きこえの手帳）の作成を検討する。

② 本事業での取組内容を、今後どう活かしていくのか。

本事業によって、保健・医療・福祉・教育の関係機関の連携の中心となる岐阜県難聴児支援センターを設置し運用を開始したところ。今後は、センターと各分野が円滑に連携し、新生児期から学齢期まで一貫して難聴児を支援する体制づくりを引き続き推進していく。

6、参考資料

資料2から4のとおり。